

電話約定サービス規定

株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます。）が電話約定サービス（後記 1. に定める本サービスをいい、以下「本サービス」といいます。）を利用できる者（後記 2. に定める本サービスを利用できる者をいい、以下「本サービス利用者」といいます。）に対して提供する本サービスの利用に関しては、以下の規定（以下「本規定」といいます。）が適用されるものとします。

（なお、本規定にかかる本サービス利用者および当行間の契約を、以下「本契約」といいます。）

本サービスの利用に関して、本規定に記載のない事項については、外貨普通預金規定および普通預金規定、総合口座取引規定、自動とりまとめ定期預金規定、自動つみたて定期預金規定（3 年指定定期方式）、自動つみたて定期預金規定（自由金利型 2 年定期預金（M 型）方式）、貯蓄預金規定、条件付為替予約付プレミアム円定期預金規定、条件付外貨定期預金＜ハイクーポン＞規定、外国送金取引規定、パーソナル外貨定期預金規定、非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定、口座振替規定、投資信託総合取引約款、各投資信託に係る投資信託約款・累積投資約款及び投資自動積立規定、特定口座約款、SMBC ダイレクト利用規定、公共債保護預り兼振替決済口座管理規定等の各種規定に準じて取り扱うものとします（なお、本サービス利用者のうち、SMBC ダイレクト利用規定に定める利用者以外の者との関係においても、SMBC ダイレクト利用規定等の各種規定に準じて取り扱うものとします）。

1. 本サービス

(1) 本サービスとは、本サービス利用者からの依頼にもとづき、SMBC ダイレクト利用規定に定めるサービス利用口座（以下「サービス利用口座」といいます。）、その他本サービス利用者が当行に保有する当座預金口座、通知預金口座、金口座を除く一切の口座、SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日興証券」といいます。）における証券総合口座（三井住友銀行仲介口座）（SMBC ファンドラップ口座を含み、以下「証券総合口座（三井住友銀行仲介口座）」といいます。）について、電話により電話約定対象サービス（後記 1.

(2) に定めます。）の依頼を受付するサービスをいいます。

(2) 本サービスにより依頼を受け付ける取引、手続および照会は、次の①から⑳までに定める取引、手続および照会（以下「電話約定対象サービス」といいます。）とします。

なお、後記 1. (2) ⑦により新たに開設する定期預金口座もしくは積立型預金口座、後記 1. (2) ⑧により新たに開設する外貨普通預金、パーソナル外貨定期預金、後記 1. (2) ⑯により新たに開設する定型中長期外貨定期預金（愛称：ナイスフライト）

または後記1.(2)㉔により新たに開設する条件付為替予約付プレミアム円定期預金もしくは条件付外貨定期預金<ハイクーポン>の口座等にかかる届出の印鑑（または署名鑑・暗証）その他の当行が預金者を特定等するために合理的に必要と判断したものについては、当該口座等に関する各種規定等にかかわらず、後記3.(1)に基づき本人確認時に本サービス利用者から申出のある普通預金口座の届出の印鑑（または署名鑑・暗証）等と同一のものが届けられたものとして取り扱うこととし、必要に応じて開設した口座はサービス利用口座として追加されるものとします。なお、円定期預金等、総合口座に組み入れを行う場合には、総合口座普通預金に届出と同一の印鑑（または署名鑑・暗証）が届けられたものとして取り扱うこととします。

本サービスのうち振込・振替等の資金の引き落としを伴う取引は、本サービス利用者が当該資金の引き落としを行う普通預金口座として、取引時に指定した当行の普通預金口座にて行うものとします。

また、本サービスのうち振替等の資金の入金を伴う取引は、本サービス利用者が当該資金の入金を行う普通預金口座として、取引時に指定した当行の普通預金口座にて行うものとします。

なお、振込・振替等の資金移動を伴う取引（後記1.(2)①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、㉒、㉓の取引）は、本サービス利用者の当行のサービス利用口座、その他本サービス利用者が当行に保有する一切の口座（ただし、当座預金口座、通知預金口座、金口座を除く）の他、証券会社・保険会社が指定する口座等、当行所定の口座への資金移動を除き、本サービスでは取り扱わないものとします。

①後記1.(2)⑥または後記1.(2)⑦、後記1.(2)⑬、後記1.(2)⑭、後記1.(2)⑱、後記1.(2)㉒、もしくは後記1.(2)㉓の取引を依頼する目的で、普通預金口座、貯蓄預金口座または外貨普通預金口座から払い戻す取引

②後記1.(2)⑥または後記1.(2)⑦、後記1.(2)⑬、後記1.(2)⑭、後記1.(2)⑱、後記1.(2)㉒、もしくは後記1.(2)㉓の取引を依頼する目的で、定期預金口座の定期預金、積立型預金口座の自動とりまとめ定期預金、積立型預金口座の特典付積立《りぼん》、自動つみたて定期預金またはパーソナル外貨定期預金口座の外貨定期預金を満期日解約する取引、もしくは投資信託保護預り口座の個別商品の解約の注文または買取の申込をする取引

③後記1.(2)⑥または後記1.(2)⑦、後記1.(2)⑬、後記1.(2)⑭、後記1.(2)⑱、後記1.(2)㉒、もしくは後記1.(2)㉓の取引を依頼する目的で、定期預金口座の定期預金、積立型預金口座の自動とりまとめ定期預金、特典付積立《りぼん》、自動つみたて定期預金またはパーソナル外貨定期預金口座の外貨定期預金を期限前解約する取引

④「外貨自動積立サービス」の申込、変更または中止をする取引

- ⑤累積投資口座の個別商品の解約の注文もしくは買取の申込または「投信自動積立」もしくは「証券投資信託自動購入サービス」の申込、変更または解除する取引
- ⑥前記 1. (2) ①または前記 1. (2) ②、前記 1. (2) ③、前記 1. (2) ⑤、後記 1. (2) ⑰、後記 1. (2) ⑱もしくは後記 1. (2) ㉑にて解約した金員等を普通預金口座または外貨普通預金口座へ預け入れまたは振り替える取引、もしくは本サービス利用者が指定した当行の普通預金口座から外貨普通預金口座へ預け入れる取引
- ⑦新たに定期預金口座もしくは積立型預金口座を開設する取引、定期預金口座にて定期預金を作成する取引（追加預入）、積立型預金口座にて自動とりまとめ定期預金もしくは特典付積立《りぼん》を作成する取引、パーソナル外貨定期預金口座にてパーソナル外貨定期預金を作成（追加預入）する取引、投資信託保護預り口座にて個別商品の設定注文を行う取引または累積投資口座にて個別商品の設定注文の取次を行う取引
- ⑧新たに外貨普通預金口座、パーソナル外貨定期預金口座を開設する取引
- ⑨手続日の受付時限までに、次の（ア）から（オ）までに定める取引の依頼につき、取消または変更を行う取引
- ただし、受付時限間際、事務の繁忙等やむをえない事由により当日の受付時限に間に合わない場合には、当行は受付をしていないものと取扱うことがあります。
- （ア）前記 1. (2) ②にて行った投資信託保護預り口座の個別商品の解約の注文または買取の申込
- （イ）前記 1. (2) ⑤にて行った累積投資口座の個別商品の解約の注文または買取の申込
- （ウ）前記 1. (2) ⑦にて行った投資信託保護預り口座の個別商品の設定注文または累積投資口座の個別商品の設定注文の取次
- （エ）前記 1. (2) ⑧にて行った新たに外貨普通預金口座を開設する取引、パーソナル外貨定期預金口座を開設する取引
- （オ）後記 1. (2) ㉑にて行った公共債の購入または売却を行う取引
- ⑩前記 1. (2) ①から⑨までの取引に伴う外国通貨取引
- ⑪投資信託の収益分配金等の果実をあらかじめ指定された方法から、預金決済口座への自動入金または累積投資への変更をする取引
- ⑫外貨建外国投資信託取引にかかる金銭の授受について、当行が応じ得る範囲内の通貨に関し、本サービス利用者が当行に保有する外貨建の預金決済口座を追加で指定する、または収益分配金等の果実をあらかじめ指定された通貨から当行が応じ得る範囲内の通貨に関し邦貨建または外貨建の受取通貨を変更する取引
- ⑬外貨定期預金の満期日自動解約から自動継続への変更、もしくは自動継続から満期日自動解約への変更、または、満期日における利息支払方法の取扱いの変更をする取引
- ⑭本サービス利用者名義の口座について、口座残高、振込入金明細、入出金明細等の

取引情報の照会

- ⑮サービス利用口座の追加、変更、もしくは削除（SMBC ダイレクト利用規定に定める利用者による追加に限ります）
 - ⑯新たに定型中長期外貨定期預金（愛称：ナイスフライト）を作成する取引、本サービス利用者が保有する証書式または無通帳式の外貨預金口座にて定型中長期外貨定期預金（愛称：ナイスフライト）を作成する取引
 - ⑰本サービス利用者が、SMBC ファンドラップ投資一任契約に関する約諾書に基づき SMBC 日興証券と投資一任契約を締結した上で、当行を通じて、SMBC 日興証券に対して、SMBC ファンドラップの当初契約金額の入金の申込み、追加入金の申込み、個別契約（初回の個別契約を除く）の締結の申込み、一部解約の申込み、もしくは契約解除の申込み等を行うことの取次
 - ⑱本サービス利用者が、SMBC ファンドラップ投資一任契約に関する約諾書に基づき SMBC 日興証券と投資一任契約を締結した上で、当行を通じて、SMBC 日興証券に対して、SMBC ファンドラップの運用コースの変更の申込み、報酬体系の変更の申込み、プロフィットロックの設定、変更もしくは解除の申込み、ロスカットルールを選択、変更もしくは解除の申込みまたは定期定額払出の設定、変更もしくは解除の申込みを行うことの取次
 - ⑲本サービス利用者が、当行を通じて、SMBC 日興証券に対して、当行が金融商品仲介で取り扱う債券の売買の申込みを行うことの取次
 - ⑳積立型預金口座にて自動とりまとめ定期預金または特典付積立《りぼん》の依頼振替の変更・中止・再開、取りまとめ期間変更、種類変更および目標日変更、振替受取指定・振替受取金額・振替受取口座変更を行う取引
 - ㉑当行に既に取り残高報告書方式の債券保護預り兼振替決済口座（以下、債券口座）を保有している本サービス利用者が当該方式の債券口座を通じて、公共債の購入または売却を行う取引
- なお、本サービスにより購入した公共債に係る指定口座は、債券口座において指定された普通預金口座とすることとします。
- ㉒条件付為替予約付プレミアム円定期預金または条件付外貨定期預金＜ハイクーポン＞を作成する取引
 - ㉓当行が金融商品仲介で取り扱う債券について、SMBC 日興証券に対する、利金・償還金の取り扱い変更または金銭・利金償還金の振込先の変更の取次
 - ㉔投信保護預り口座または債券口座、投信自動積立口座、つみたて NISA 口座の預金決済口座を変更する取引
 - ㉕当行が取り扱う生命保険に関する各種保険料を保険会社へ振り込む取引
 - ㉖当行所定の電子申込対象となる生命保険の募集にかかる意向の確認
- （3）本サービスの取扱時間は、当行所定の時間内とします。

(4) 前記 1. (2) ⑦により新たに開設する定期預金口座または積立型預金口座については、通帳を発行するものとします。また、前記 1. (2) ⑧により新たに開設する外貨普通預金口座またはパーソナル外貨定期預金口座については、通帳および証書を発行せずに、無通帳方式とするものとします。

(5) 前記 1. (2) ⑧により新たに開設するパーソナル外貨定期預金口座の外貨定期預金の払戻しおよび解約等は、SMBC ダイレクト利用規定 18. 定期預金の解約サービスによるほか、当行の店頭でも行うことができます。前記 1. (2) ⑧により新たに開設するパーソナル外貨定期預金口座の外貨定期預金を当行の店頭で払戻すときまたは解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）し、預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の払戻しまたは解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。また、期限前解約の場合には加えて、当行に保有する普通預金口座の通帳またはキャッシュカードを提出してください。そのほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。

2. 本サービス利用者

本サービスを利用できる者は、以下のいずれかに該当する者として（ただし、以下のいずれかに該当する者でも、成年被後見人、被保佐人、被補助人および家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者（以下、総称して「成年後見制度利用者」といいます。）、未成年者その他当行が本サービスの利用を制限すべきと合理的に判断したものを除き、また、当行所定の基準により、本サービスをご利用いただけない場合があります）。

(1) キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定めるカードの貸与を受けた者のうち、同カードにかかる届出の暗証（以下、「キャッシュカード暗証」といい、ログイン暗証（SMBC ダイレクト利用規定に基づき設定されるログイン暗証を指します。以下同じ。）及びキャッシュカード暗証を個別にまたは総称して「届出暗証」といいます。）を利用可能な者であって、日本国内在住かつ当行が犯罪による収益の移転防止に関する法律による本人特定事項の確認を行った個人

(2) SMBC ダイレクト利用規定に定める利用者のうち、ログイン暗証を利用可能な利用者

3. 本サービスにおける本人確認方法等ならびに電話約定対象サービスの依頼方法
本サービス利用者が電話約定対象サービスの依頼を行うには、この項に定める本人確認

方法および本人確認手続が必要です。当行は、当行所定の方法でこの項に定める事項を確認した上で電話約定対象サービスの依頼を実行するものとします。

(1) 本サービス利用者は、電話約定対象サービスの依頼を行う場合、後記①から③までの情報のすべてを、当行宛に、当行所定の方法（口頭による伝達ならびに端末操作による入力）により正確に伝達するものとします。また、当行所定の条件に応じて、当行から追加の本人確認（届出の情報の確認）を行う場合や本サービス利用者からの本人確認に関する書類提出が必要となる場合があります。

①当行に保有する普通預金口座の口座保有店の店番号または支店名

②前記 3. (1) ①で伝達した口座保有店の普通預金口座のうち、サービス利用口座または当行に保有するサービス利用口座でない口座の口座番号

③ログイン暗証または前記 3. (1) ②の口座についてのキャッシュカード暗証

(2) 本サービス利用者が前記 3. (1) にかかげる情報（追加の本人確認を行う場合には、追加の本人確認に必要となる情報を含みます。）のすべてを正確に伝達し、当行が確認したこれら情報が、本サービス利用者により当行に届け出られまたは当行が交付した情報とそれぞれ一致した場合には、当行は本サービス利用者からの電話約定対象サービスの依頼とみなし、また、本サービス利用者により当行に届け出られまたは当行が交付した情報とそれぞれ一致しない場合には、当行は、電話約定対象サービスの依頼を受け付けません。

(3) 本サービス利用者は、前記 3. (2) の手続の後に、電話約定対象サービスの依頼に必要ないっさいの事項を当行に伝えるものとします。

(4) 当行は前記 3. (3) の依頼内容を復唱し、本サービス利用者が再度確認した時点で、正式な依頼を受けたものとします。

(5) 当行は、各種預金規定等にかかわらず、払戻請求書および通帳等の提出を受けることなく、前記 3. (4) にしたがって、受け付けた電話約定対象サービスを実行できるものとします。なお、通帳不発行型の普通預金口座または外貨普通預金口座から払い戻す取引、もしくは通帳不発行型の定期預金口座の定期預金またはパーソナル外貨定期預金口座の外貨定期預金の満期日解約または期限前解約する取引についても同様に、前記 3.

(4) にしたがって、受け付けた電話約定対象サービスを実行できるものとします。

4. 本サービスの利用にかかる留意事項

(1) 届出事項の変更

本サービス利用者は、届出暗証、印章、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更がある場合（本サービス利用者が、外国為替及び外国貿易法並びに所得税等関連法令に定める非居住者となる場合を含みます）には、当行所定の方法によりただちに当行に届け出るものとします。

(2) 応対内容の録音

品質向上等の観点から、当行は本サービス利用者との電話での会話内容について録音し、保存することができるものとします。

(3) 届出暗証の管理

本サービス利用者は、届出暗証として使用する番号として、生年月日、本人電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避け、定期的に変更するとともに、届出暗証として使用する番号について、第三者に開示せず、また、厳重に管理して、第三者に知られないようにするものとします。

(4) 利用停止

本サービスは当事者の一方の都合で、通知によりいつでも利用停止することができます。なお、本サービス利用者が本サービスの利用停止または利用再開を依頼する場合、当行所定の書面により当行宛に届け出るものとします。

(5) 依頼の不成立

(前記3.の方法により正式な依頼として受け付けた場合でも、)以下に該当するときは、当行は、本サービス利用者からの電話約定対象サービスの依頼はなかったものとして取り扱います。この場合、当行は本サービス利用者の依頼が不成立となった旨を通知しませんので、本サービス利用者自身で電話約定対象サービスに係る取引の成否を確認するものとします。なお、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。

①資金の引き落としを伴う電話約定対象サービスの依頼を実行する時点において、引き落とし金額(手数料、諸費用がある場合はそれらを含みます。)が、出金対象口座(資金の引き落としを伴う電話約定対象サービスの依頼を実行するにあたり、本サービス利用者が当該資金の引き落としを行う預金口座として指定した普通預金口座または外貨普通預金口座をいいます。以下同じ。)から払戻することができる金額を超えるとき

②出金対象口座が解約済のとき

③本サービス利用者その他の正当な権限を有する者より出金対象口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続をとったとき

④入金対象口座(本サービス利用者の保有する預金口座への資金の入金を伴う電話約定対象サービスの依頼を実行するにあたり、本サービス利用者が当該資金の入金を行う預金口座として指定した普通預金口座または外貨普通預金口座をいいます。)への入金ができない場合

⑤差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき

⑥災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったと当行が判断したとき

⑦当行、または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

⑧当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由により取引不可能となったとき

(6) 外貨預金取引

①外貨預金の取引を依頼する場合は、本サービス利用者は外国為替相場の変動により差益または差損が発生することがあることを承認したものとし、差損については、当行に責めがある場合を除き、当行はいつさいの責任を負いません。

②外貨預金の取引を依頼する際に当該外貨預金の通貨以外の通貨への換算を行う場合は当行所定の外国為替相場により取り扱います。なお、本サービス利用者が利用する端末の種類、取引内容により適用される外国為替相場は異なることがあります。

③外国為替市場において外国為替取引が行なわれない場合等には、外貨預金の取引ができなくなることがあります。また、為替相場動向等から当行所定の外国為替相場を当日見直すことがあり、その場合一時お取引を停止させていただくことがあります。

④本サービス利用者が外貨預金の取引を依頼する際に、当行は、当行のリスク管理の目的から、当行所定の手順・時間内で締結可否の判断を行います。外国為替相場提示後の為替変動が当行所定の基準を超過する（当行の有利・不利を問いません。）等の状況が生じ、当行が締結不可と判断した場合は、取引は不成立となります。

⑤なお、前記①から④に定める「外貨預金の取引」には、前記1.(2)①の取引のうち外貨普通預金口座から払い戻す取引、前記1.(2)②の取引のうちパーソナル外貨定期預金口座の外貨定期預金を満期日解約する取引、前記1.(2)③の取引のうちパーソナル外貨定期預金口座の外貨定期預金を期限前解約する取引、前記1.(2)④の取引、前記1.(2)⑥の取引のうち外貨普通預金口座へ預け入れまたは振り替える取引、前記1.(2)⑦の取引のうちパーソナル外貨定期預金口座にてパーソナル外貨定期預金を作成（追加預入）する取引、前記1.(2)⑧の取引、前記1.(2)⑩の取引、前記1.(2)⑬の取引、前記1.(2)⑯の取引、および、前記1.(2)㉔の取引が含まれます。

5. 本サービスにかかる免責事項

(1) 本人確認

前記3.(1)に定める方法により本人確認手続を経た場合は、当行は依頼者を本サービス利用者本人であるとみなし、電話約定対象サービスの依頼を実行できるものとします。かかる取扱いにより本サービス利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。当行に保有する普通預金口座の店番号、口座番号、および届出暗証として使用する番号等に関し、偽造、変造、盗用、不正使用、なりすましその他がなされ、本サービスが不正に利用されるおそれがある場合は、本サービス利用者はただちに当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。届出を怠ったことにより本サービス利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。届出暗証に関し、上記の届出を受けたときは、当行は直ちに本サービス利用者が当行に保有する口座の利用の停止措置その

他の措置を講ずることができるものとします。この場合、本サービス利用者は、生じうる事象に応じて適切な範囲で当行宛に直ちに届出暗証の変更および再発行の依頼、キャッシュカードの再発行の依頼ならびにキャッシュカード暗証の変更および再発行の依頼等をするものとします。

(2) 依頼内容確認

前記3.(4)に定める方法により依頼内容確認手続を経た場合、当行は本サービス利用者本人からの依頼があったものとして、当行が復唱した内容にて当該依頼内容を実行できるものとします。かかる取扱いに関して、本サービス利用者の聞き間違い、言い間違いなどを原因として本サービス利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 不正アクセス等への対応

前項までにかかわらず、本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・漏洩または不正アクセス等による資金移動もしくは不正出金等の金融犯罪等が生じた場合、そのために本サービス利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

(4) 通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

①当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱が遅延、不能となったとき

②当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき

(5) 届出暗証のセキュリティについて

①前記3.(1)の本人確認手続において、本サービス利用者が当行宛に届出を行った届出暗証と異なる番号を、利用者がそれぞれ当行所定の回数以上連続して入力した場合、または前記3.(1)の本人確認手続において、当行所定の取引に必要な認証について各情報等と異なる情報等を、本サービス利用者がそれぞれ当行所定の回数以上連続して入力した場合は、本サービスの全部もしくは一部が利用停止もしくは制限されることがあります。本サービス利用者以外の者により、同様の行為がなされた場合にも、本サービスの全部または一部が利用停止または制限されることがあります。

②前記5.(5)①により本サービスを利用停止または制限された本サービス利用者が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当行所定の方法により当行宛に届け出るものとします。

(6) 成年後見等の届出

①家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときは、本サービス利用

者は、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面によって当行に届け出るものとします。

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、本サービス利用者は、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出るものとします。

③前記 5. (6) ①から②までの届出事項に取消または変更等が生じた時にも同様に、本サービス利用者は、当行に届け出るものとします。

④前記 5. (6) ①から③の届出を怠ったことにより本サービス利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

6. 本規定もしくは本サービスの変更または廃止

(1) 本規定もしくは本サービスの変更または廃止（以下総称して「変更等」といいます。）は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢その他諸般の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他の相当の方法で公表することにより、行うことができるものとします。

(2) 前記 6. (1) の変更等は、公表の際に定める一定期間を経過した日から適用されるものとします。

7. 準拠法・管轄

本規定および本契約の準拠法は日本法とします。本規定および本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

以 上

(2023 年 4 月 3 日現在)